

掛川市規則第2号

掛川市母子保健法施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成28年3月4日

掛川市長

(別紙)

掛川市母子保健法施行細則の一部を改正する規則

掛川市母子保健法施行細則（平成25年掛川市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「養育医療給付却下決定通知書」を「養育医療給付申請却下通知書」に改める。

第5条第4項中「養育医療継続給付却下決定通知書」を「養育医療継続給付申請却下通知書」に改める。

別表備考1中「及び第5条の4第6項」を「、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項」に改め、同表備考2(2)を次のように改める。

- (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第6項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項

様式第1号中

「

ふりがな		生 年 月 日
妊婦氏名		年 月 日 (歳)
居 住 地	電話番号	

」

を

「

ふりがな		生 年 月 日
妊婦氏名		年 月 日 (歳)
妊婦の個人番号		
妊婦の居住地	電話番号	

」

に改める。

様式第2号中

「

ふりがな		性 別	出 生 の 年 月 日	何 番 目 の 子
赤ちゃんの氏名		男・女	年 月 日	第 子

」

を

ふりがな		性別	出生の年月日	何番目の子
赤ちゃんの氏名		男・女	年 月 日	第 子
赤ちゃんの個人番号				

に

母の氏名 (妊婦)	年齢 歳	出身地	職業	
--------------	------	-----	----	--

を

母の氏名 (妊婦)	個人番号	年齢 歳	出身地	職業	
--------------	------	------	-----	----	--

に改める。

様式第3号中

乳 児	ふりがな			
	氏 名			
	生年月日	年 月 日	性別	男 ・ 女
	居住地			
	現 在 地			
扶養義務者	ふりがな			
	氏 名			
	職 業		乳児との続柄	
	居住地			

を

乳 児	ふりがな			
	氏 名			
	生年月日	年 月 日	性 別	男 ・ 女
	個人番号			
	居 住 地			
	現 在 地			
扶養義務者	ふりがな			
	氏 名			
	個人番号			
	職 業		乳児との続柄	
	居 住 地			

に改める。

様式第5号及び様式第6号を次のように改める。

世帯調書

申請者氏名					乳児氏名			
乳児の属する世帯構成	世帯構成員の氏名	続柄	性別	生年月日	職業 (勤務先)	階層 区分	所得税額	備考
	個人番号							
	個人番号							
	個人番号							
	個人番号							
	個人番号							
	個人番号							
	個人番号							
	個人番号							
	個人番号							
世帯外扶養義務者	氏名							
	----- 個人番号							
	----- 住所							
	氏名							
	----- 個人番号							
	----- 住所							

(注) 世帯外扶養義務者の欄は、乳児と別世帯で、現に当該乳児に対して扶養義務を履行している者を記載してください。

養育医療（継続）給付申請却下通知書

第 号
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のあった養育医療の（継続）給付について、次の理由により却下することに決定したので通知します。

乳児氏名		生年月日	年 月 日
却下の理由			

（注）

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、掛川市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定に不服がある場合は、1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、掛川市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において掛川市を代表する者は、掛川市長となります。）。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、掛川市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において掛川市を代表する者は、掛川市長となります。）。

様式第8号を次のように改める。

移送承認（不承認）通知書

第 号
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のあった移送の承認については、次のとおり決定したので通知します。

乳 児 氏 名		受給者番号	
決 定 事 項	<input type="checkbox"/> 承 認 <input type="checkbox"/> 不承認		
不承認の理由			

(注)

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、掛川市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定に不服がある場合は、1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、掛川市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において掛川市を代表する者は、掛川市長となります。）。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、掛川市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において掛川市を代表する者は、掛川市長となります。）。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。